

暮らしでした

わたしたちらしい

ここにあるのは

朝倉市に

移住してみませんか！



あさ暮らし移住・定住支援金

朝倉市外から朝倉市へ移住・定住を考えている人に、単身での移住・定住で最大 30 万円、世帯での移住・定住で最大 50 万円を支援します。

単身での移住・定住

最大 **30** 万円

(1年目:10万円 5年目:20万円)

世帯での移住・定住

最大 **50** 万円

(1年目:10万円 5年目:40万円)

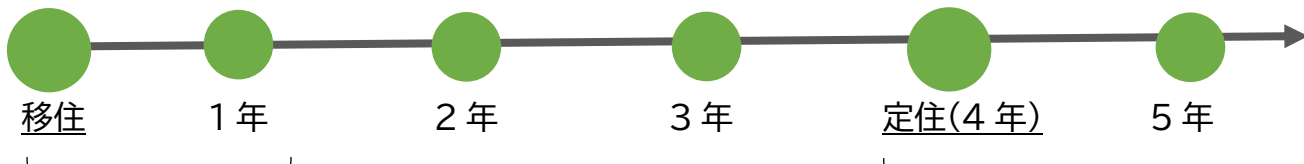
✓ 移住支援金の主な要件をチェック

- 朝倉市外の市町村に、連続して1年以上住んでいた。
- 朝倉市に転入して、1年以内。
- 朝倉市に移住して、5年以上住む意思がある。
- 転入時の年齢が
 - [単身の場合] 45歳未満
 - [世帯の場合] 主な生計維持者が45歳未満 または 配偶者との合計年齢が90歳未満
- 地域コミュニティ活動に参加し、協力する意思がある。

(その他にも要件があります。詳しくは裏面または市HPをご覧ください)



▲市HP



移住支援金 申請 (転入して1年以内)

※移住日:住民票が朝倉市に登録された日

定住支援金 申請 (転入して4年経過後)

※移住支援金の交付を受けた人が対象

■申請期限:令和5年12月28日(木) ※予算額に達し次第終了

[担当] 朝倉市シティプロモーション課 TEL: 0946-28-7134



移住支援金の要件

■移住元・移住先に関する要件（次のすべてに該当すること）

- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、朝倉市以外の市町村に在住していた
※就農希望者が福岡県の認定した教育機関等の研修を受講した場合、当該研修期間は算定に含めない。
- 令和2年1月1日以降に朝倉市に転入し、申請時において、転入後1年以内

■年齢に関する要件（次のいずれかに該当すること）

- [単身の場合] 転入時において45歳未満
- [世帯の場合] 転入時において、主な生計維持者が45歳未満、または配偶者との合計年齢が90歳未満

■就業に関する要件（次のいずれかに該当すること）

- 雇用期間の定めなく雇用されている。 ※官公庁への就業は対象外
- 開業届等が受理され、就業する起業者
- 農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けた

■世帯に関する要件（世帯の場合、次のすべてに該当すること）

- 申請時において支援金の申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属している
- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和2年1月1日以降に朝倉市に転入した

■その他の要件（次のすべてに該当すること）

- 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、協力する意思がある
- 申請時から連続して5年以上、朝倉市に継続して住む意思がある
- 申請者を含む世帯員がいずれも、朝倉市の市税等の滞納がない
- 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力と関係がない
- 福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・起業支援事業に係る朝倉市移住支援金の交付を受けていない、または受ける予定がない
- 外国人である場合、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- 同一世帯に属する者が同一年度に移住支援金の申請をしていない、または申請予定がない
- これまでに移住支援金の交付を受けていない
- 申請の日の属する年度の1月1日に朝倉市に居住している



定住支援金の主な要件（次のすべてに該当すること）

- 移住支援金の交付を受けている
- 移住支援金の申請日から起算して、4年を経過している
- 移住支援金の申請日から定住支援金の申請日まで一度も朝倉市から転出していない
- 就業に関して、次のいずれかに該当する
 - ア 雇用期間の定めなく雇用されていること。
 - イ 開業届等が受理され、就業する起業者であること。
 - ウ 農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者であること
- 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に継続して参加し、協力している
- 申請者を含む世帯員がいずれも、朝倉市の市税等の滞納がない
- 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力と関係がない
- 申請の日の属する年度の1月1日に朝倉市に居住している

※必要な書類などは、お問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。